



ここで「治ゆ」というのは、傷病の症状が安定し、これ以上医療効果が期待できなくなった状態、をいいます。したがって、完治しなくても、これ以上治療しても治りようがないというときは「治ゆ（症状固定）」となり、それ以降の治療は補償対象とはなりません。

なお、傷病により一定の障害が残ったときは「障害（補償）年金・一時金」が給付されます。

(2) 療養のため通院したときは、労働者の方の居住地または勤務地から、原則として、片道 2 km を超える通院で、次のいずれかの要件を満たす場合に、通院に要した実費相当額が支給されます。

- ① 同一市町村内の診療に適した労災指定医療機関へ通院した場合
- ② 同一市町村内に診療に適した労災指定医療機関がないため、隣接する市町村内の診療に適した労災指定医療機関へ通院した場合
- ③ 同一市町村内及び隣接する市町村内に診療に適した労災指定医療機関がないため、それらの市町村を越えた最寄りの労災指定医療機関へ通院した場合

### 3. 休業（補償）給付

・給付の内容

業務災害または通勤災害による傷病による療養のため、労働することができず休業した日が 4 日以上に及んだときは、療養開始日から 4 日目以降の休業に対して、休業 1 日につき給付基礎日額の 80%（「休業（補償）給付」から 60% + 「休業特別支給金」から 20%）が支給されます。

ただし、療養のため補償の対象とされている範囲(業務遂行性が認められる範囲)の業務または作業について全部労働不能であることが必要です。(全部労働不能とは、入院中または自宅就床加療中若しくは通院加療中であって、補償の対象とされている範囲(業務遂行性が認められる範囲)の業務または作業ができない状態をいいます。)

なお、療養開始日から 3 日間は、「待期間」と設定されており、休業補償の対象とはなりません。

【具体例】

・「給付基礎日額」10,000 円を選択した場合（以降、同じ日額で計算）

・休業 4 日目以降の労災保険から支給される 1 日当たりの給付額

保険給付： (10,000 円×0.6) = 6,000 円……………(1)

特別支給金： (10,000 円×0.2) = 2,000 円……………(2)

---

合計 (1)+(2) = 8,000 円/日

### 4. 障害（補償）年金、障害（補償）一時金

・給付の内容

業務災害または通勤災害による傷病が治ゆ（症状固定）したとき、身体に一定の障害が残った場合には、その障害の程度によって障害（補償）給付が支給されます。

【具体例】

① 障害等級第1級の場合

(例) 「両眼が失明」、「神経・精神の著しい障害で常時介護が必要」又は「両下肢全廃」等

障害（補償）給付：10,000 円×313 日分 = 3,130,000 円（年金）

障害特別支給金： 3,420,000 円（一時金）

なお、障害（補償）年金は、支給要件に該当することとなった月の翌月分から支給され、毎年 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月、12 月の 6 回に分けてそれぞれの前 2 か月分が支給されます。

② 障害等級第8級の場合

(例) 「一眼が失明、または視力 0.02 以下」、「1 手の母指を含む 2 指を失う、または母指以外の 3 指を失う」または「1 下肢に偽関節を残すもの」等

障害（補償）給付：10,000 円×503 日分 = 5,030,000 円（一時金）

障害特別支給金： 650,000 円（一時金）

## 5. 傷病（補償）年金

### ・給付の内容

業務災害または通勤災害による傷病が療養開始後 1 年 6 ヶ月を経過した日または同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったときに支給されます。

これは労働監督署長の職権で決定されますので、本人の請求手続きは必要ありません。

- (1) 傷病が治ゆ（症状固定）していないこと
- (2) 傷病による障害の程度が傷病等級第 1 級から第 3 級までに該当すること

### 【具体例】

① 障害等級第 1 級の場合

傷病（補償）年金：10,000 円×313 日分 = 3,130,000 円（一時金）

障害特別支給金： 1,140,000 円（一時金）

重い障害が残ってなお治ゆ（症状固定）しないときに、休業（補償）給付から切り替える形で支給されるものです。症状が固定すれば、前述 4. 障害（補償）年金・一時金に移行します。

## 6. 遺族（補償）年金、遺族（補償）一時金、葬祭料・葬祭給付

### (1) 遺族（補償）年金

< 請求できる遺族（受給資格者） >

被災労働者の死亡当時、その収入で生計を維持されていた次の方です。

→ **【配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹】**

(上記が請求できる順序です。但し、妻以外の遺族については、被災労働者の死亡当時に一定の年齢に達しているかまたは一定の年齢までの子であるか、あるいは一定の障害の状態にあるかなどの要件が定められています。)

#### <支給内容>

受給資格者のうち最先順位者に対し、遺族（受給権者および受給権者と生計を同じくしている受給資格者）の数などに応じて、以下のとおり支給されます。

#### 【遺族の数】

1 人

→ 給付基礎日額の 153 日分（ただしその遺族が 55 歳以上の妻、または一定の障害状態にある妻の場合は給付基礎日額の 175 日分）

2 人 → 給付基礎日額の 201 日分

3 人 → 給付基礎日額の 223 日分

4 人以上 → 給付基礎日額の 245 日分

#### 【具体例】

・被災労働者の死亡当時、その収入で生計を維持されていた方が配偶者（45 歳）、お子さま 2 人（16 歳と 10 歳）の場合

・遺族数は 3 人なので次のように計算し、最先順位者の配偶者に支給されます。

遺族（補償）年金：10,000 円×223 日分 = 2,230,000 円（年金）

遺族特別支給金（一時金）： 3,000,000 円（一時金）

・年金は、配偶者が再婚されたり、お子様が 18 歳に達するまで支給されます。

・遺族（補償）年金の受給資格者である遺族が 1 人であり、55 歳以上または一定の障害状態にある妻の場合には、給付基礎日額の 175 日分が支給されます。

・一時金は 1 回限りの支給です。

※このように、遺族の人数、遺族の年齢等により年金支給額は異なります。

## (2) 遺族（補償）一時金

#### <支給要件・支給内容>

・被災労働者が業務災害または通勤災害により死亡したとき、上記（1）の遺族（補償）年金を受け  
る遺族がない場合

→ 給付基礎日額の 1,000 日分が、亡くなった方の遺族のうち下記のア～エのうち最先順位の方に支給  
されます（イからウの中では、子・父母・孫・祖父母・の順）。同順位者が 2 人以上いる場合は、それ  
ぞれ受給権者となります。

ア. 配偶者

イ. 労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子・父母・孫・祖父母

ウ. その他の子・父母・孫・祖父母

エ. 兄弟姉妹

#### 【具体例】

被災労働者の死亡当時、お子様 2 人（30 歳と 25 歳）

※死亡時に離婚済み。お子様はそれぞれ既に独立しており、被災労働者の収入で生計を維持されていなかった場合 → 遺族補償年金（遺族年金）の受給資格者がいないため、遺族（補償）一時金が支給されます。

遺族（補償）一時金：10,000 円×1,000 日 = 10,000,000 円（一時金）

遺族特別支給金：3,000,000 円（一時金）

---

合計 13,000,000 円（一時金）

・遺族（補償）年金の受給権者全員が失権してしまったときで、受給権者であった遺族全員に対して支払われた年金と年金前払一時金の合計額が給付基礎日額および算定基礎日額の 1,000 日分に満たない場合 → 給付基礎日額の 1,000 日分から既に支給された遺族（補償）年金などの合計額を差し引いた額が、亡くなった方の遺族のうち最先順位者に支給されます。

### (3) 葬祭料・葬祭給付

・給付基礎日額の 30 日分に 315,000 円を加えた額

（その額が給付基礎日額の 60 日分に満たない場合は、給付基礎日額の 60 日分）

#### 【具体例】

10,000 円×30 日分 + 315,000 円 = 615,000 円

この額は、給付基礎日額の 60 日分（10,000 円×60 日分 = 600,000 円）を満たしますので、615,000 円の支給となります。

## 7. 介護（補償）給付

障害（補償）年金または傷病（補償）年金受給者のうち、第 1 級の方（すべて）と第 2 級の「精神神経・胸腹部臓器の障害」を有している方が、現に介護を受けている場合に支給されます。

介護の費用実額が一定の上限の範囲内で支給されるものです。

・「常時介護」の場合は、介護の費用として支出した額（171,650 円が上限となります）

・「随時介護」の場合は、介護の費用として支出した額（85,780 円が上限となります）

以上